

磐梯町農業委員会 6 月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和 4 年 6 月 2 0 日（金）午前 9 時 0 0 分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

1 7 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 1 2 番 加藤 健一

会長職務代理者 1 1 番 田中 重博

委 員

2 番 鈴木 翼 5 番 川井 信之 6 番 鈴木 勇一

7 番 遠藤 充孝 8 番 上野 庄市 9 番 田中 茂

1 0 番 佐藤 栄喜

農地利用最適化推進委員

1 番 卯月 宏次 3 番 鈴木 照喜 4 番 加藤 正己

5 番 鈴木 庄次

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員

1 番 金田 未樹 3 番 佐藤 栄祐 4 番 前田 諭志

農地利用最適化推進委員

2 番 鈴木 一功

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 5 6 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第 5 7 号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

議案第 5 8 号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について

協 議 事 項 令和 5 年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 9 名、農地利用最適化推進委員 4 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 10 番 佐藤 栄喜 委員

議席 11 番 田中 重博 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

諸般の報告を申し上げます前に、4 月定例総会で質問があった内容で、議案の内容に訂正がありましたので報告申し上げます。タブレットで 4 月定例総会の資料をご覧くださいと思います。日程第 4 議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての中で、番号 4 番です。〇〇〇〇さんの経営農地面積ですが、2.4 アールと記載されているが、そうではないのではという質問がありました。次回まで確認いたしますということで回答申し上げましたところでしたが、正しくは 181 アールの経営面積でしたのでお詫びをいたしまして、訂正いただきたいと思います。

確認いただけましたら、日程に戻っていただきたいと思います。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第 3 議案第 56 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 4 年 6 月 20 日提出。

1 件でございます。

利用権設定をする農地は、大字〇〇字〇〇 48 番地外 1 筆 田 農振農用地 2 筆合計面積は 2,661 m² 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は田、期間は 5 年 1 ヶ月、

10アール当り賃借料は10,000円です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

9番 田中 茂 委員

質問ではありませんが、今回の該当農地の館越の読み方が「タテコシ」ではなく「タテノコシ」ではないでしょうか。

事務局

わかりました。確認いたします。

議長

他に質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第56号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 承認することに決定いたします。

議長

日程第4 議案第57号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(一括方式)、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和4年6月20日提出。

1番の申請地について説明申し上げます。

大字〇〇字〇〇27番外計2筆 畑 面積合計は1,349㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、両者の間に福島県農業振興公社を介しての一括方式でございます。利用目的は畑、期間につきましては、令和4年6月21日から令和14年12月31日までの10年7ヶ月、10アール当り賃借料は3,000円の設定でございます。

続いて2番の申請地について説明申し上げます。

大字〇〇字〇〇31番外計4筆 田 面積合計は10,162㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、両者の間に福島県農業振興公社を介しての一括方式でございます。利用目的は田、期間につきましては、令和4年6月21日から令和14年12月31日までの10年7ヶ月、10アール当り賃借料は10,000円の設定でございます。

続いて3番の申請地について説明申し上げます。

大字〇〇字〇〇101番外3筆 畑 面積合計は8,180㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、両者の間に福島県農業振興公社を介しての一括方式でございます。利用目的は畑、期間につきましては、令和4年6月21日から令和14年12月31日までの10年7ヶ月、10アール当り賃借料は3,000円の設定でございます。

続いて4番の申請地について説明申し上げます。

大字〇〇字〇〇11番 畑 面積は1,121㎡、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、両者の間に福島県農業振興公社を介しての一括方式でございます。利用目的は畑、期間につきましては、令和4年6月21日から令和14年12月31日までの10年7ヶ月、10アール当り賃借料は3,000円の設定でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第57号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式） 承認することに決定いたします。

議長

日程第5 議案第58号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 事務局に説明を求めます。

事務局

日程第5 議案第58号 非農地証明交付申請の承認について、令和4年6月20日提出。今回1名の方から申請がありました。農地の所在であります、大字〇〇字〇〇5430番外 地目が畑5筆、田が6筆 計11筆 面積合計が4,961㎡であります。権利種別が非農地証明でございます。所有者は〇〇の〇〇〇〇氏から申請が出されております。申請書でございますが、タブレットをご覧ください。

こちらが5月12日に現況確認証明申請書が提出されたものであります。証明を求める理由とは、現況と一致させるためということです。非農地化した経過は、父親が亡くなったから耕作なくなり20年ほど経過しているとのこととあります。詳しくは添付書類をご覧ください。まず、本人が登記簿と住所が異なりますので、戸籍の附票を添付しております。そちらで申請者の住所と同じであることが確認できると思います。次のページに案内図が付いております。次のページから全筆の土地の登記簿謄本、そちらで地番・地目・面

積など確認いただけたと思います。次に、現況写真添付いただいております、一部山林化していることが確認できると思います。次に法務局備え付けの公図の写しが添付されております。最後に、非農地化した経過ということで、〇〇区長さんからおおむね20年間耕作してされていないと認めるという非農地化した証明が添付されています。

なお、申請者の〇〇〇〇さんの母屋もあり、申請地の中に自宅周りの畑もありますので、今回母屋と併せて農地を処分したいということで申請に至ったとのことでした。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ここで、現況確認調査員の上野 庄市 委員より説明を求めます。

8 番 上野 庄市 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、6月13日に遠藤委員、田中委員と私、樋口事務局長と小川係長で現況確認をしてまいりました。現地確認をする前に、財産を売買して処分するという話も聞いておりました。所在地については、〇〇地区の農村公園があり、その西側になります。そして、本人は今住んでいないので空き家にもなっています。写真を見てもらうとわかりますが、20年以上も耕作していない状況で山林化しています。自宅周り以外の田についても、以前は他の地区の方も一緒に耕作していた田でしたが、現在は山林になっております。以上のことから、現況確認した結果、現況は畑ではなく、山林原野であるということで特に問題はないと判断できますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第58号 農地等現況確認証明申請（非農地証明交付申請）の承認について 承認することに決定いたします。

議長

日程第6 協議事項 令和5年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について
事務局に説明を求めます。

事務局

協議事項 令和5年度農業施策に関する要請・要望事項の検討について タブレットに別添資料がございますのでご覧いただきたいと思います。こちらは昨年から県農業会議で各農業委員会から要望の提案を求められておまして、今回も来年度の農業施策の要望でございます、6月末までに県農業会議に報告するものであります。各委員のみなさんに事

前に内容を見ていただいて、意見書をいただいたものを取りまとめております。ただ、先週の金曜日に提出いただいた委員の方もいらっしゃったので、それは反映されておりませんので、提出期限までに整理して、最終的に今月中に提出していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。なお、本日お示しする内容について、さらにご意見ございましたらお願いいたします。

まず、1番からですが、・・・・・・・・・・であります。次に2番でございますが・・・最後に・・・・・・・・・・であります。

以上になりますので、皆様のご意見いただいて県へ提出したいと思いますので、ご審議下さいますようお願いいたします。

議長

事務局から協議事項について説明がありましたが、質問・意見要望等ありませんか。

10番 佐藤 栄喜 委員

一つ付け加えたいのは、地域政策関連の中山間農業関係ですが、中山間地農業の安定継続と規模拡大を図っていく施策として、特に農業従事者の高齢化に対応しなくてはいけないので、この一案として、最も労力を要する中山間地域特有の広大な畦畔、土手の草刈り作業を最小化することが急務であると思います。その対策としては、防草シートを設置することが有効な手段であると考えます。その国県町の予算確保が急務であると思います。以上です。

議長

他にご意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

一つ目は、皆さんには町への要望も書いてほしいということだったが、肥料への早急な支援対策については「町も」ということも入れてほしい。

また、中山間地域等での営農環境の整備については、電気柵設置など点から線にしていくな整備については地域振興エリアの設定にも関連するが、国県任せではなく、町も入れてほしい。磐梯町は中山間地域で平地と比べて作業に2倍、3倍以上の重労働をしているわけなので、これから現状の基盤で進むのか大規模な圃場整備を検討していくようにしていかないといけないのではないかな。引き続きの検討を町と農業委員会が協力して検討していく必要があるのではないかな。

あとは、農業団体、土地改良区それぞれが、同じような意見をあげているが、それを集約していくということも必要だと思います。以上です。

事務局

町に対しての要望については、毎年12月に要望書を提出するようになっておりますので、その時に町への要望はあげるようにしております。今回については、県・国に対する要望ということで取りまとめしておりますのでご理解いただきたいと思います。

10番 佐藤 栄喜 委員

町に対する要望書というのは、誰が見てどう判断しているのか。

事務局

農業委員会からの要望書は、会長、職務代理者同席のもと、直接町長に提出しております。

9番 田中 茂 委員

農協からの情報ですが、肥料の高騰対策について、今年度は全農が引き受けて払い出しするということになります。来年度については農協が基金積み立てしておりますので、組織の中で2年間は肥料対策を行うということになっております。

事務局

農協さんからそのような話が出たので確認しますが、国では物価高騰に対して肥料・資材費の高騰を抑制するためJA・全農に対して補助金を出しているということですが、それはすでに反映されているということでしょうか。

9番 田中 茂 委員

これからということになります。

事務局

国・県は、JA・全農に対してははっきり支援すると言っているわけですから、それが農家の方に反映されているのかということ、その恩恵が見えないということなので、そこはJAに行っていただかないといけないと思います。

事務局

なお、意見書については、反映されていない内容もございますので、まとめて今月中に提出していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします

議長

では、協議事項について承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

この協議事項について異議がないものと認め、承認することに決定いたします。

議長

日程第7 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・次回定例会については、7月20日を予定しておりますので委員の皆様は日程の調整をお願いいたします。

では、転作確認日程表をご覧いただきたいと思います。例年どおり、転作確認に合わせて中山間地域直接支払制度、多面的機能制度の現地確認も合わせて行うということで7月11日から15日までの実施ということになっておりますので、ご協力よろしくお願いいたします

たします。以上です。

議長

上西連地区の説明会は、他の地区の人が参加はできるのか。

事務局

問題はありませんが、今回の説明会は、地区の役員の方を集めての説明会になっています。地区全体の説明会はこれからになります。地区役員の皆さんに、地域まるっと中間管理方式の制度について、まだ伝わっていないと思うので、まず役員の方たちにこの取り組みでしょうかという説明会になります。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第7 その他 1. 今後の日程及び参加者については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

その他 2. 磐梯町農業委員クラブ観桜会決算について 事務局に説明を求めます。

事務局

2. 磐梯町農業委員クラブ観桜会決算についてですが、4月22日(金)に開催されました観桜会について決算の報告をいたします。まず収入についてです。こちらが・・・となりました。続いて支出についてです。こちらが・・・となりました。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第7 その他 2. 磐梯町農業委員クラブ観桜会決算については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

その他 3. 農業委員会視察研修について 事務局に説明を求めます。

事務局

3. 農業委員会視察研修についてですが、資料をご覧いただきたいと思います。こちらは、農業委員クラブの出納簿でございますのでご確認いただきたいと思います。視察研修の積立金でございますが、一人あたり予算が・・・・・・となりまして、視察研修を行いたいと思います。そして、今回皆さんにお諮りしたいのが、開催時期と研修場所についてとなります。では、その部分についてはクラブ会長にお願いしたいと思いますので、クラブ

会長お願いいたします。でございます。

5 番 川井 信之 委員

予定は、農作業が一段落してからになるので、11月上旬頃になるかと思います。私個人で考えていた研修場所は、広島方面がいいかなと思っています。仙台空港から広島へ飛行機の直行便がありまして1時間半ほどで到着します。広島市内、安芸の宮島、呉、四国に渡って愛媛県に向かい、その中で1箇所研修先を現在探しているところです。コロナも今より悪化するということはないと思われますので、できるだけ皆さん参加していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長

どこか研修で行きたいところありませんか。

8 番 上野 庄市 委員

11月上旬は第1週目か2週目なのか。

事務局

前は11月11日から13日まで2泊3日で研修を行いましたので、時期的にはその辺りだにご理解下さい。

9 番 田中 茂 委員

希望ですが、GoToトラベルや県民割を使って費用を安くしてほしい。

事務局

研修欠席の場合でも、交通費等で費用負担いただくようになりますのでご了承下さい。

議長

では、以上の件についてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

異議がないものと認め、承認することにいたしますのでよろしくお願いいたします。

議長

その他 4. クールビズについて 事務局に説明を求めます。

事務局

4. クールビズについてですが、現在実施しているところで、5月から10月下旬までがクールビズの期間となっております。農業委員会でもクールビズを導入してもいいのではないかというご提案です。ポロシャツとなると崩しすぎというところもありますが、今日の服装で、上着なし、ノーネクタイでの服装にすることは特別問題ないのかと考えておりますので、皆さんでお話しいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

5 番 川井 信之 委員

クールビズは全然問題ないと思うが、ポロシャツまでいくと崩しすぎかなと思う。

9番 田中 茂 委員

農業委員は公職なので、正装は守っていかなければならないと思うし、あまり崩しすぎるのはどうかと思う。

11番 田中 重博 委員

最低限の服装で、ワイシャツ・ノーネクタイで良いのではないかな。

2番 鈴木 翼 委員

ワイシャツ・ノーネクタイ、スラックスで良いと思います。

議長

推進員の方々から質問・意見ございませんか。

5番 鈴木 庄次 委員

服装は自由でいいのではないかな。

11番 田中 重博 委員

公職の時は最低限の服装でということで、自由というのはどうかと思う。

5番 川井 信之 委員

スーツを着ているのは1時間から2時間くらいで長時間ではないし、我慢できない、自由にしたいというのは理解できない。

議長

色々意見も出ましたが、承認するものとし、クールビズの際にはワイシャツ、ノーネクタイ、スラックスでお願いいたします。

議長

その他 これ以外で委員の皆さんからご意見何かございませんか。

8番 上野 庄市 委員

〇〇地区で広域電気柵2年目になりますが、今年延長する部分の予算については確保できたのでしょうか。

事務局

昨年、広域電気柵の設置を行ったわけですが、国の鳥獣対策交付金を活用して実施したところです。昨年度は交付率が厳しかったですが、今年は9割くらいの内示をいただいております。当初予定通り実施できる見通しで考えております。

8番 上野 庄市 委員

わかりました。

もう1点は、農振地区について伺いたいのですが、磐梯町内で農振地区はどこなのか。我々農業委員をしていて、地図をもらったこともない。現況確認を行っていて、山際の農地で山林化している農地がほとんどでした。基盤整備を行った農地やこの地域を農地として守るところだというアナウンスをしてもらいたいのですが。

事務局

タブレットに R030618 というデータが入っていると思いますのでご覧下さい。昨年の 6 月定例会の資料になります。その中に農振計画の見直しという内容があります。この時にも説明したかと思いますが、現在、町では 20 数年ぶりの見直しを行っている状況です。3 年前から見直し作業に入っているところでありますが、その中で意向調査、基礎調査を行っているという内容の説明を昨年の 6 月に行っております。本来であれば、昨年末策定の予定でしたが、関係機関との協議がコロナの影響もありまして思うように進まなかったとうことでございます。資料見ていただきますと、42 ページに基礎資料の付図 1 号で農業生産基盤整備状況図がございます。磐梯町全体の地図があつて外側の青い線が農業振興地域ということになります。山側の境界から南側が農業振興地域ということです。これが 3,600 ヘクタールほどあります。そして、農業振興地域内の農用地区域で農地として保全しますという区域がこの着色されている部分になります。これが農振農用地ということで転用等の開発が制限されている区域、農地として守る部分になります。それを今回の農振区域の見直しで土地利用計画を見直していくという作業を行っているところであります。基盤整備をしている土地については、農地として保全していく考えで地区説明会等行ってきた経過がございまして、地区からの要望等ふまえて農振除外の申し出をいただいている地区もありますので、集団的に優良農地に影響がない場合は除外していくという形で進んでおります。

8 番 上野 庄市 委員

わかりました。基盤整備を行った土地を維持していこうということであればわかる。それはこれから先、現況調査が増えてくると思います。〇〇地区でも昔は畑であったが雑種地に地目変更をしたいということで、一地区を統括してその地区を雑種地にするといったことになると思う。衛星、タブレットでその地区を確認して非農地の判断をして了承するといった現況確認の簡素化をしていくことも必要ではないかと思う。改善できるのであれば、衛星を使った現況確認もいいのではないかと検討していただきたいと思います。

事務局

農地転用と農振除外は違います。個人の権利関係もあるので一概にはできませんが、農業委員の立場として農地パトロールを行って、今後荒れている農地をどうするのかという意向調査を行って、今後耕作できないということであれば非農地化したり、耕作できるならば耕作をして下さいという指導はできるかと思います。

現況確認していてわかるかと思いますが、公図と現地が合っていない場合もあると思います。基盤整備や国土調査を行っているところは公図と現地は合っています。そうでないところは一致しない農地もありますので、GPS 地図データでも合わないところもあるので農業委員が現地に行って確認していただくということを優先しています。

議長

その他ございませんか。

2 番 鈴木 翼 委員

先日の講演会の時に、磐梯町の農業法人の話が出たと思うのですが、大変興味があるのでその辺りを説明いただけたらと思います。

事務局

農振計画の見直しの意向調査の中でも、そういった組織ができないか、地区の座談会の中でも町として組織作りができないかといったご意見を受けまして、町としても農業生産法人ができないか検討していきましようということで現在進めております。ただ、農業生産法人を作ったとしても、農産物が売れなかったならば何もならないということで、販売側の視点からの法人化ができないかということでの勉強会で行いました。その中で農業者と消費者が直接つながる、売れるものを作るといった視点からの法人化ができないか検討しておりまして、まだまだ具体的な部分は進んでおりませんが、販売の視点からの法人化に向けて検討しているということです。

2 番 鈴木 翼 委員

今、農地を集約していますが、これから担い手だけでは耕作しきれなくなってくるわけで耕作放棄地が加速度的にどんどん増えていくと思います。販売目的の農業法人というのはわからなかったですが。

事務局

販売目的だけではないです。農業生産法人というのは、農地の取得もできるような組織が作れないかということです。

2 番 鈴木 翼 委員

磐梯町の農家がそこに入るのか。それとも外部からどんどん人を雇用して農業生産法人として組織化するのか。

事務局

その法人設立から運営をどうするのかということ、企業からのアドバイスを受けながら、どんな組織作りができるのかを検討しているところです。そういう意味で、ジオファーマーズを含めて若い農業者の皆さんからも意見いただきながら、検討しているということです。

2 番 鈴木 翼 委員

外部から一人入るだけでも、その人が頑張ってもらえれば5町歩10町歩できるようになるわけで、磐梯町で農業をするというベースが整えば外部の人が何人か来てもらえば耕作面積が増えると思う。農地の集積に力を入れているが、まず農地を担ってくれる人が来れる環境を作っていくことが大事かと思います。新規就農する人を外部から入れたり町内で人材を掘り起こしたりすることに力を入れたり、農業法人で雇った人が草刈りや農作業ができるようになればすごく助かる部分が多いと思う。

事務局

そういう担い手の人が、何に興味や魅力を持って担い手になっていくのかが一番大事な

部分で、いくら農地の保全や担い手になって下さいと言っても、その中で儲けていかなければ魅力を感じないと思うので、いかに儲かるようにするのか、そのために販売の視点での営農ができるようにしなければいけないという仕組みを作りましょうということです。農業が儲かる仕組みを作れば外部内部含めて、農業生産法人でできればということを現在検討しているということです。単に作業受託や耕作者の生産団体を作るのではなくて、販売からの視点で売れるものを作る仕組みを検討しているという状況です。

11番 田中 重博 委員

今ほどの鈴木委員の発言で、稼げる農業の勉強会を会長や私、前田委員、川井委員で聞いたのだが、内容は生産者に対する出荷の販売方法について岩手県で設立して全国展開しているが、その話の後半で、農業振興公社の話が出たと思います。別で町で振興公社があると思うのですが、それとは別に農業振興公社を設立するのか。

事務局

現在、磐梯町では一般社団法人ばんだい振興公社がすでにできておりまして、そこでは道の駅の運営やふるさと納税の委託業務行っています。つまり、町の販売面の業務を行っています。農業生産法人と磐梯農業振興公社はイコールでございまして、そこでは一般社団法人の中の農業専門部門の位置づけでできないかということです。

11番 田中 重博 委員

現在町に存在する、農業法人と変わらないような法人を作るのか。販売というと道の駅を管理している町振興公社で我々は道の駅に出荷しているが、それとは別に販売も含めた町農業振興公社（農業生産法人）で直売やインターネット販売なども行うのか。

事務局

ばんだい振興公社で販売することも有りだと思います。磐梯町農業振興公社で販売するという独自の販売ルートを作っていくことも有りかなと思います。

11番 田中 重博 委員

磐梯町農業振興公社について町民に周知はしているのか。

事務局

昨年の農振座談会の中で話はしてきております。そこで要望も聞きながら考えていきたいと思いますということで検討しております。

5番 川井 信之 委員

私が聞いている話では、販売の話が先走っているが、農協のライスセンターがいつ壊れるかわからない状況である。ライスセンターの代わりを農業振興公社で担おうということのようだ。今ライスセンターで使っている機械が古くなっていて、いつ壊れるかわからないみたいである。北会津では2年くらい前に機械が壊れて、修繕するのにかなりの予算がかかる。現状で農協に米、ソバを持ち込んでいる人たちからすると、乾燥施設が問題となってくる。法人を作って売るとか作るとかもその中に入っているだけであると思う。受託もやらなくてはいけないだろうし、売る側と作る側は別になるだろうし。

1 1 番 田中 重博 委員

町主体で農業振興公社を作って受け皿にするということですね。

事務局

農業団体がやっていけばいいのですが大変なので、町でもやっていきましょうということです。

1 1 番 田中 重博 委員

町から現在の施設の修繕について話はしているのか。

事務局

その回答はまだありませんが、町も考えていかななくてはならないということです。

5 番 川井 信之 委員

施設の修繕をしないという話を、農協から直接その話を聞いている。

事務局

農協はやらないとは言っていないと思いますが。

5 番 川井 信之 委員

やらないというのは修理しないということ。1 億何千万円も費用がかかるから。

9 番 田中 茂 委員

農協の建物が4 5 年経って国の補助金を使って建てているのに壊れたから修繕しないということはあり得ない。どうしても直すという時は、町に協力をしてもらうということはあると思うが。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

(質疑ありませんので) 以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前1 0 時5 5 分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和4年6月20日

議長（会長）

署名人

署名人